

# 氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和5年度 2月度)

- 1 日 時 令和6年2月1日(木)  
開会：午後3時00分  
閉会：午後3時15分
- 2 場 所 氷見市役所C棟3階 301会議室
- 3 出席委員 14名  
1番 三島 幸浩 2番 両國 明美 3番 上野 和枝  
4番 栗山 敬行 5番 平井 清一 6番 田中 昭一  
7番 池田 貢 8番 宮木 克幸 9番 川上 三郎  
10番 吉田 純夫 11番 森 久志 12番 高木 良治  
14番 浮橋 勉 15番 向 悟司
- 4 欠席委員 1名  
13番 山本 善榮
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について  
第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について  
意見を付する件
- 6 その他
- 7 職務のため出席した事務局等職員  
5名  
局長 長谷川 智弘 主任 西山 直樹 事務員 池田 幸代  
事務員 川田 安広  
市長部局から  
農林畜産課 課長補佐 山下 弥奈江

## 8 総会の概要

(事務局) ただいまから、令和5年度2月度定例総会を開催いたします。  
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

(事務局) それでは、農業委員会憲章の朗読を池田委員の主唱により、皆様でお願いいたします。

……………農業委員会憲章の朗読……………

(事務局) 次に、本総会の議長は、氷見市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、会長が務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

□議長 (会長) それでは、本日の総会に付議する案件は、  
第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について  
第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について  
意見を付する件  
であります。

□議長 (会長) 本日は、山本委員から欠席の報告を受けていますが、在任委員15名中14名と過半数の出席により、総会は成立していることを報告いたします。

□議長 (会長) これより議題に入りますが、本日の議事録署名委員として、向委員、三島委員をお願いいたします。

□議長 (会長) それでは、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局) (趣旨説明の後、農林畜産課より説明)

第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、ご説明いたします。今月の利用権設定は、相対設定分のみの利用集積計画であります。

番号1～——の借受人の氏名、面積を確認

以上、総合計で——筆、設定面積——㎡を、——名の貸し手から利用権の設定を受けるものとなっています。

なお、これらの案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお、異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件1件につきまして、ご説明いたします。

農地法第4条の許可申請は、土地の所有者本人が農地を農地以外のものに転用する場合、第5条の許可申請は、所有者以外への所有権移転、使用貸借権設定、賃貸借権設定を伴う場合に行うものです。

なお、許可基準につきましては、後ほど説明させていただきます。  
今回の案件は、第5条申請となっております。

番号1、地区は——です。

譲受人は氷見市\*\*——番地（氏名\*\*）、

譲渡人は高岡市\*\*——番地（氏名\*\*）、

申請地は、氷見市\*\*——番、申請書において地目は登記、現況ともに畑、現地は畑として利用されている状況です。

申請面積は——m<sup>2</sup>、転用目的が——、権利は賃借権設定です。  
農地区分は第1種農地です。

引き続き、許可基準について説明。

今回の案件は除外申請時に現地調査を実施しており、計画等に変更がないことから改めての現地調査は不要となりますので、当番委員からの報告はありません。なお、氷見市土地改良区及び隣接農地耕作者からの同意が得られておりますことをご報告いたします。

では、今回付された案件1件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。

（\*\*委員） 譲渡人は、すでにお亡くなりになっているが、申請書類として問題ないのでしょうか。

（事務局） 譲渡人は、申請時において生存しているため、申請書類として何ら問題はなく、今後、相続人が引き継ぐこととなります。

□議長（会長） 他に無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 付議案件は以上です。  
以上で本日の案件は、全て終了しました。  
これで、氷見市農業委員会2月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年2月1日

議 長

---

署名委員

---

署名委員